

電力小売の全面自由化について

平成28年2月

経済産業省電力取引監視等委員会

本年4月1日から電力の小売全面自由化が始まります！

1

家庭でも電力会社を選べるようになります。

「〇〇地方出身だから〇〇地方の電力会社から買いたい」「今より安い電力会社に乗り換えたい」全国レベルで自由に電気を売れるようにすることで、そんな声に応えます。

2

電気代を少しでも安く。

電力会社がかつと競争することで、発電用の燃料コストが上昇する中でも、電気代を最大限抑制します。

3

我慢の節電から、ライフスタイルに合わせた節電へ。

夏のお昼など、電気の使用のピークの時だけ料金が高くなり、他の時間帯は安くなる料金メニューが選べるように。無理なく省エネができて、お財布にもやさしい節電へ。

4

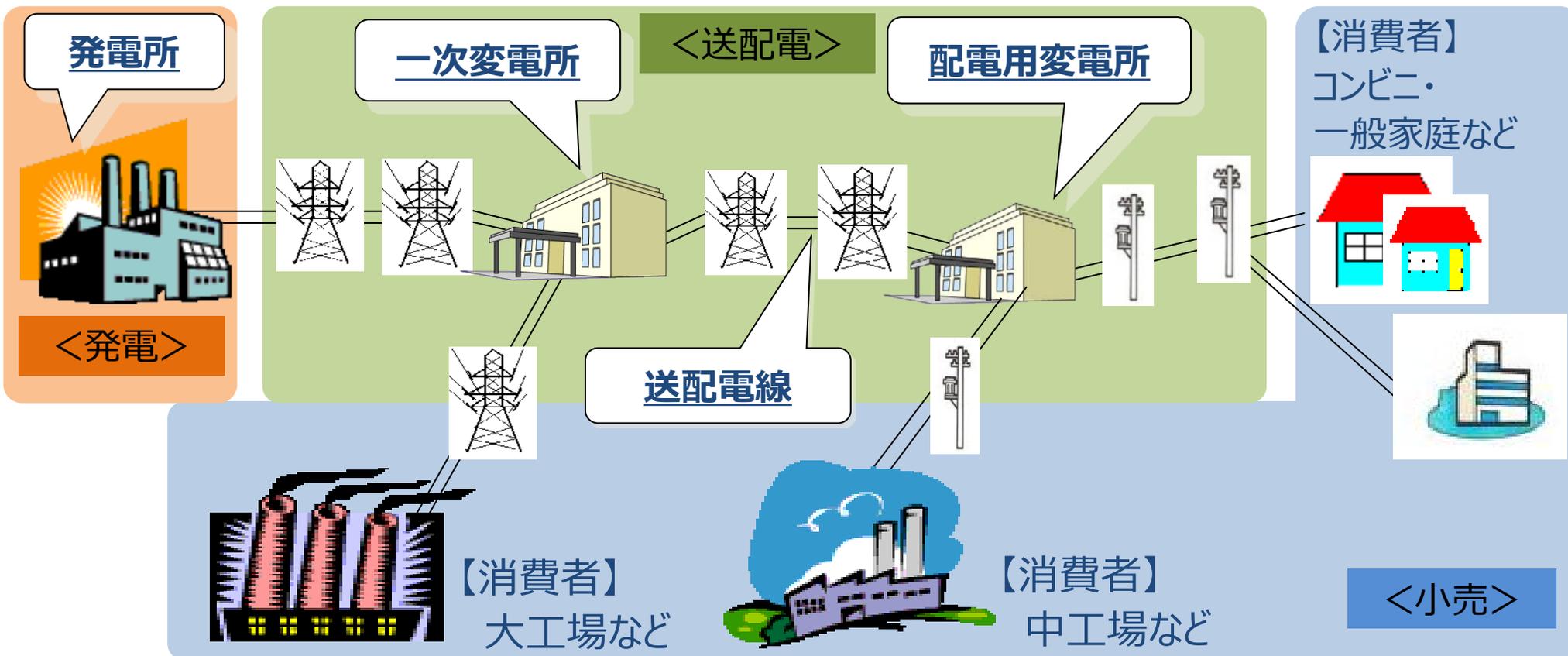
企業にとっても電気の選択肢が増えます。

コンビニや町工場でも電力会社やメニューを自由に選べるようになります。

日本の電力供給の仕組み

- 電力は、発電所 → 送電線 → 変電所 → 配電線 の経路をたどり、各消費者まで供給されます。
- 電力供給システムは、発電部門（発電所）、送配電部門（発電所から消費者まで）、小売部門（消費者とのやりとり）の大きく3つの部門に分類されます。
- 電力の小売全面自由化により、小売部門への参入が自由化されます。

※発電部門はすでに原則参入自由、安定供給を担う送配電部門は政府が特別に許可した企業以外は参入不可



家庭でも電気の購入先が自由に選べるようになります

- 従来、各家庭は地域の電力会社（九州地方であれば九州電力）から電気を購入。
- 本年4月1日からは、一般家庭向けの電力の小売販売への新規参入が可能になり、全ての消費者が電力会社や料金メニューを自由に選択できるようになります。
※ 企業など大口消費者向けの電気の販売は、既に自由化されています。
- 一方、消費者保護のため、少なくとも2020年4月までは、今と同じ電力会社・料金メニュー（＝経過措置メニュー（規制料金））で電力を買えるようになっています。また、今と同じ料金メニューを継続する場合には、特段の手続きは不要です。
- 新規参入者が電気を販売するには、政府に申請をし、登録を受ける必要があります。

家庭向け電力販売への参入が想定される事業者



石油元売会社



再生可能エネルギー発電会社



プラントメーカー



通信会社



都市ガス会社・LPガス販売会社



住宅メーカー



鉄道会社

etc.

我が国ではこれまで段階的に自由化を進めてきました

- 2000年以降、電力小売について段階的に自由化（新規参入）を実施。
- 2016年4月からは、一般家庭・コンビニ等向けへの新規参入が可能。一般家庭を含む全ての需要家が電力会社や料金メニューを自由に選択可能。



(注) 需要家保護のため、経過措置として料金規制を残す。(需要家は、当面、規制料金も選択できる。)

小売自由化によって 8 兆円の市場が開放されます

- 自由化によって、電力会社が独占供給していた約 8 兆円の小売市場が開放。
- 既に自由化されている部分も含め約 1 8 兆円の巨大な自由化市場となる。

自由化部門

(契約：50kW～)



大工場・大オフィス



オフィス・中工場



小工場

規制部門

(契約：～50kW)

新たに自由化される電力市場

市場規模 8.0 兆円
 契約数 一般家庭部門 7,795 万件
 商店・事業所等 718 万件



商店



住宅

自由化される電力市場規模・契約数（平成 26 年度）

	市場規模 (単位:億円)	契約数 (単位:万件)		
		一般家庭 部門	商店、 事業所等	合計
北海道	3,393	363	40	403
東北	7,310	694	81	775
東京	28,275	2,723	198	2,922
中部	10,162	959	106	1,065
北陸	1,903	189	22	212
関西	12,779	1,262	101	1,364
中国	4,686	482	45	527
四国	2,557	253	34	286
九州	7,670	787	84	871
沖縄	1,453	83	6	89
10社計	80,187	7,795	718	8,513

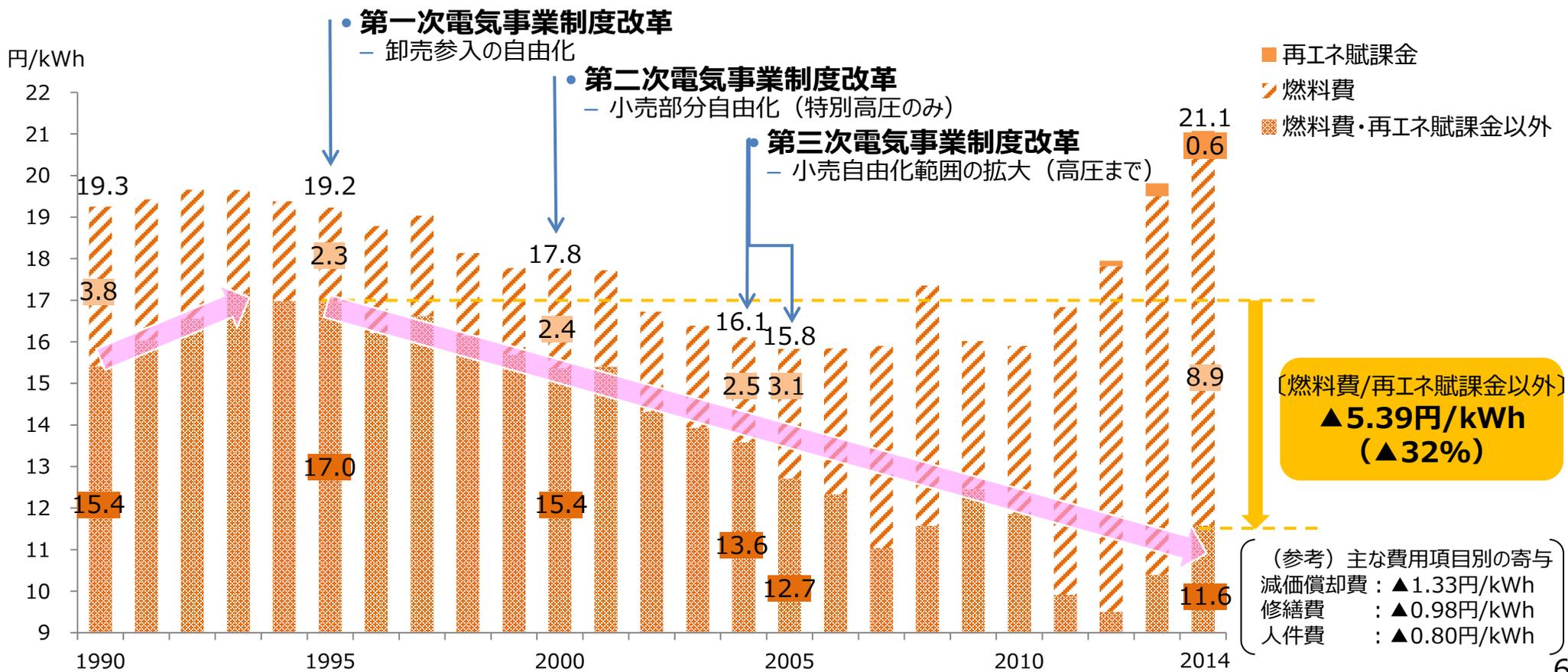
※合計値が合わないのは、四捨五入による。

(出所) 一般電気事業部門別収支計算書、電力調査統計

我が国におけるこれまでの電力システム改革の成果（コストの低減）

- これまでの制度改革により、電力会社のコストは着実に低減。
- 震災以降の燃料費増で料金は上昇したが、燃料費・再エネ賦課金以外は32%低下。

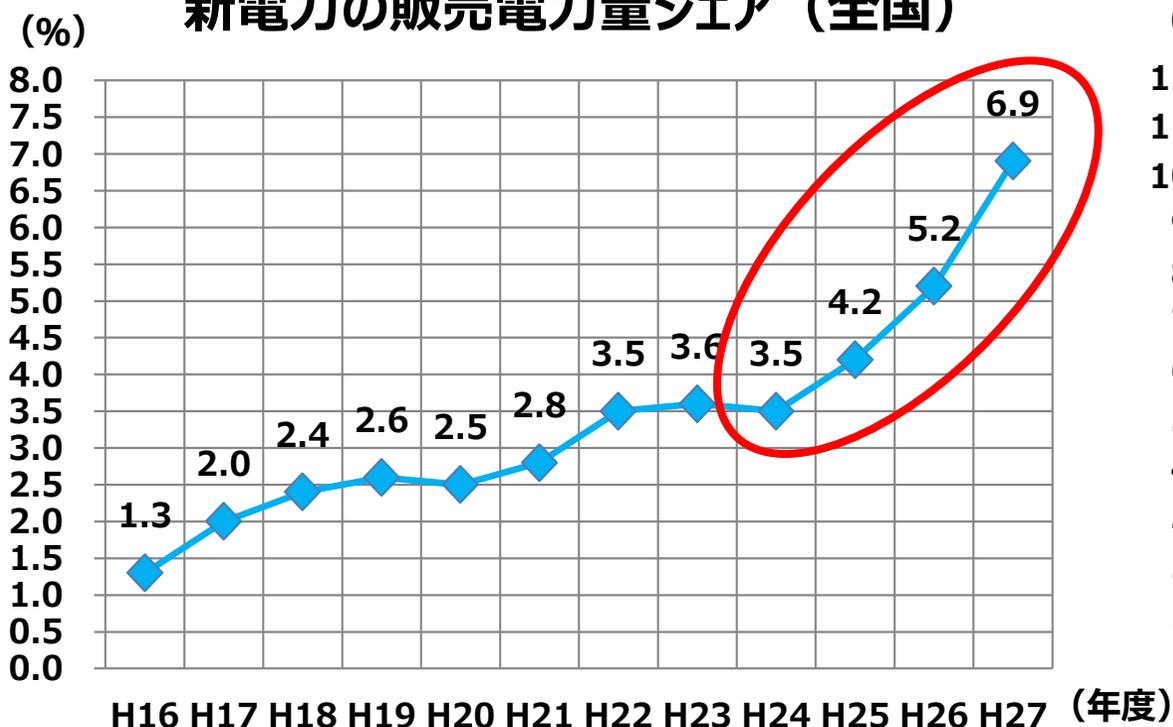
電気料金（電灯・電力）の推移（円/kWh）



電力市場における競争の拡大（自由化部門における競争活性化）

- 震災後、新電力の販売力量シェア及び供給実績のある新電力の数は急増。
- 大口部門における競争活性化により全面自由化の効果拡大が期待される。

新電力の販売電力量シェア（全国）



(注) H27年度は上半期のシェア

供給実績がある新電力の推移



(注) H27年度は11月時点の社数

(出典) 電力調査統計

登録された小売電気事業者一覧：全148社

現在の主要な新電力事業者（21社）

- ・株式会社F-Power
- ・イーレックス株式会社
(イーレックス・スパーク・マーケティング株式会社。)
- ・(イーレックス・スパーク・エリアマーケティング株式会社。)
- ・(イーレックス販売3号株式会社)
- ・リエスパワー株式会社
- ・株式会社イーセル
- ・株式会社エネット
- ・日本アルファ電力株式会社
- ・エネサーブ株式会社
- ・日本テクノ株式会社
- ・中央電力エナジー株式会社
- ・オリックス株式会社
- ・株式会社光陽電機
- ・サミットエナジー株式会社
- ・王子・伊藤忠エネクス電力株式会社
- ・新日鉄住金エンジニアリング株式会社
- ・丸紅株式会社
- ・丸紅新電力株式会社
- ・JLEナジー株式会社
- ・株式会社みらい電力

(※1) 平成27年9月18日イーレックス販売1号株式会社から社号変更 / (※2) 平成27年9月18日イーレックス販売2号株式会社から社号変更

LPガス及び都市ガス関係（27社）

- ・須賀川瓦斯株式会社
- ・株式会社サイサン
- ・ミツウロコグリーンエネルギー株式会社
- ・静岡ガス&パワー株式会社
- ・中央セントラルガス株式会社
- ・北海道瓦斯株式会社
- ・大阪瓦斯株式会社
- ・株式会社エネサンス関東
- ・東京ガス株式会社
- ・青梅ガス株式会社
- ・伊藤忠エネクスホームライフ関東株式会社
- ・入間ガス株式会社
- ・イワタニ関東株式会社
- ・イワタニ首都圏株式会社
- ・サーラeエナジー株式会社
- ・株式会社エコア
- ・西部瓦斯株式会社
- ・東邦ガス株式会社
- ・シナネン株式会社
- ・大ーガス株式会社
- ・株式会社いちたかガスワン
- ・太陽ガス株式会社
- ・ダイネン株式会社
- ・大東ガス株式会社
- ・アストモスエネルギー株式会社
- ・武州瓦斯株式会社
- ・大垣ガス株式会社

石油関係（8社）

- ・昭和シェル石油株式会社
- ・東燃ゼネラル石油株式会社
- ・出光グリーンパワー株式会社
- ・プレミアムグリーンパワー株式会社
- ・株式会社新出光
- ・総合エネルギー株式会社
- ・伊藤忠エネクス株式会社
- ・JXEエネルギー株式会社

通信・放送・鉄道関係（32社）

- ・エフビットコミュニケーションズ株式会社
- ・株式会社東急パワーサプライ
- ・KDDI株式会社
- ・株式会社中海テレビ放送
- ・ジェイコムグループ（28社）

電力会社の子会社（6社）

- ・株式会社ケイ・オプティコム
- ・ダイヤモンドパワー株式会社
- ・株式会社エネルギー・ソリューション・アンド・サービス
- ・テプコカスタマーサービス株式会社
- ・株式会社シナジアパワー
- ・株式会社関電エネルギーソリューション

※電力会社は、既に電気を供給するための許可を受けているため、制度上、小売全面自由化と同時に登録事業者とみなされる。

再生可能エネルギー関連など（太陽光等）（17社）

- ・株式会社SEウイングズ
- ・ネクストパワーやまと株式会社
- ・株式会社L o o o p
- ・荏原環境プラント株式会社
- ・東京エコサービス株式会社
- ・株式会社エヌパワー
- ・株式会社グリーンサークル
- ・株式会社ウエスト電力
- ・一般社団法人神奈川県太陽光発電協会
- ・新エネルギー開発株式会社
- ・株式会社V-Power
- ・大和エネルギー株式会社
- ・株式会社アップルツリー
- ・真庭バイオエネルギー株式会社
- ・株式会社エコスタイル
- ・合同会社北上新電力
- ・株式会社北九州パワー

その他（37社）

- ・株式会社トラスティルグループ
- ・株式会社ナンワエナジー
- ・にちほクラウド電力株式会社
- ・一般社団法人泉佐野電力
- ・エクレ株式会社
- ・株式会社日本エナジーバンク
- ・株式会社デベロップ
- ・三井物産株式会社
- ・みんな電力株式会社
- ・株式会社サニックス
- ・株式会社コンシェルジュ
- ・株式会社サンエー
- ・株式会社アイ・グリッド・ソリューションズ
- ・リコージャパン株式会社
- ・テス・エンジニアリング株式会社
- ・株式会社イーネットワークシステムズ
- ・伊藤忠商事株式会社
- ・株式会社とんでん
- ・ミサワホーム株式会社
- ・株式会社地球クラブ
- ・川重商事株式会社
- ・株式会社リミックスポイント
- ・大阪いずみ市民生活協同組合
- ・パシフィックパワー株式会社
- ・アーバンエナジー株式会社
- ・鹿児島電力株式会社
- ・パワーシェアリング株式会社
- ・パーパススマートパワー株式会社
- ・株式会社タクマエナジー
- ・株式会社スマートテック
- ・水戸電力株式会社
- ・奈良電力株式会社
- ・日立造船株式会社
- ・パナソニック株式会社
- ・株式会社エプロ
- ・MCリテールエナジー株式会社
- ・株式会社藤田商店

(2016年1月28日現在)

誰から買っても家庭に届く電気の「質」は同じです

- ある発電所で発電した電気は送電線の中で他の発電所で発電した電気と混ざる。
- これは複数の蛇口（＝発電所）からプール（＝送電線）に注がれた水（＝電気）が、プールの中で混ざり合うことと同様。
- 家庭で電気を使う際には、プールで混ざり合った水が水道から出てくることと同様に、どの発電所で発電された電気か区別されずに届けられることになる。

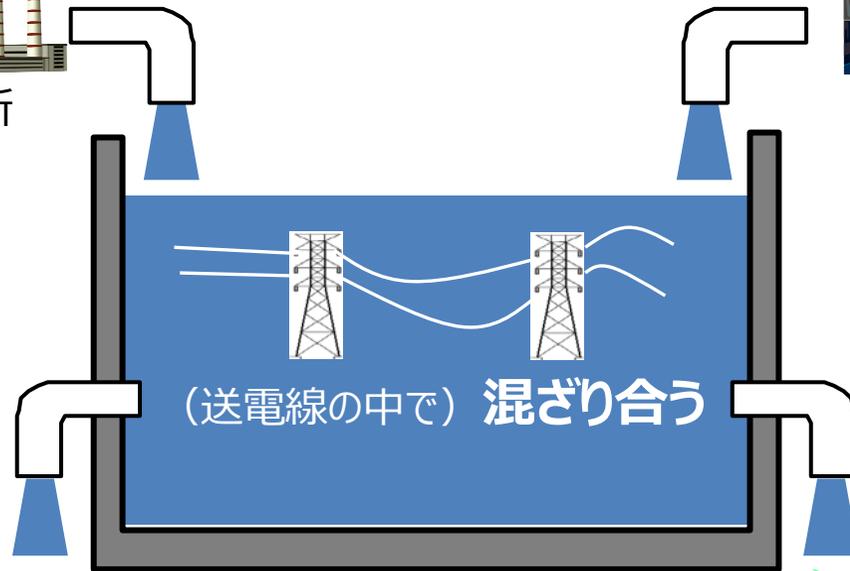
発電

「電気をつくる」



送配電

「電気を運ぶ」



小売

「電気を売る」

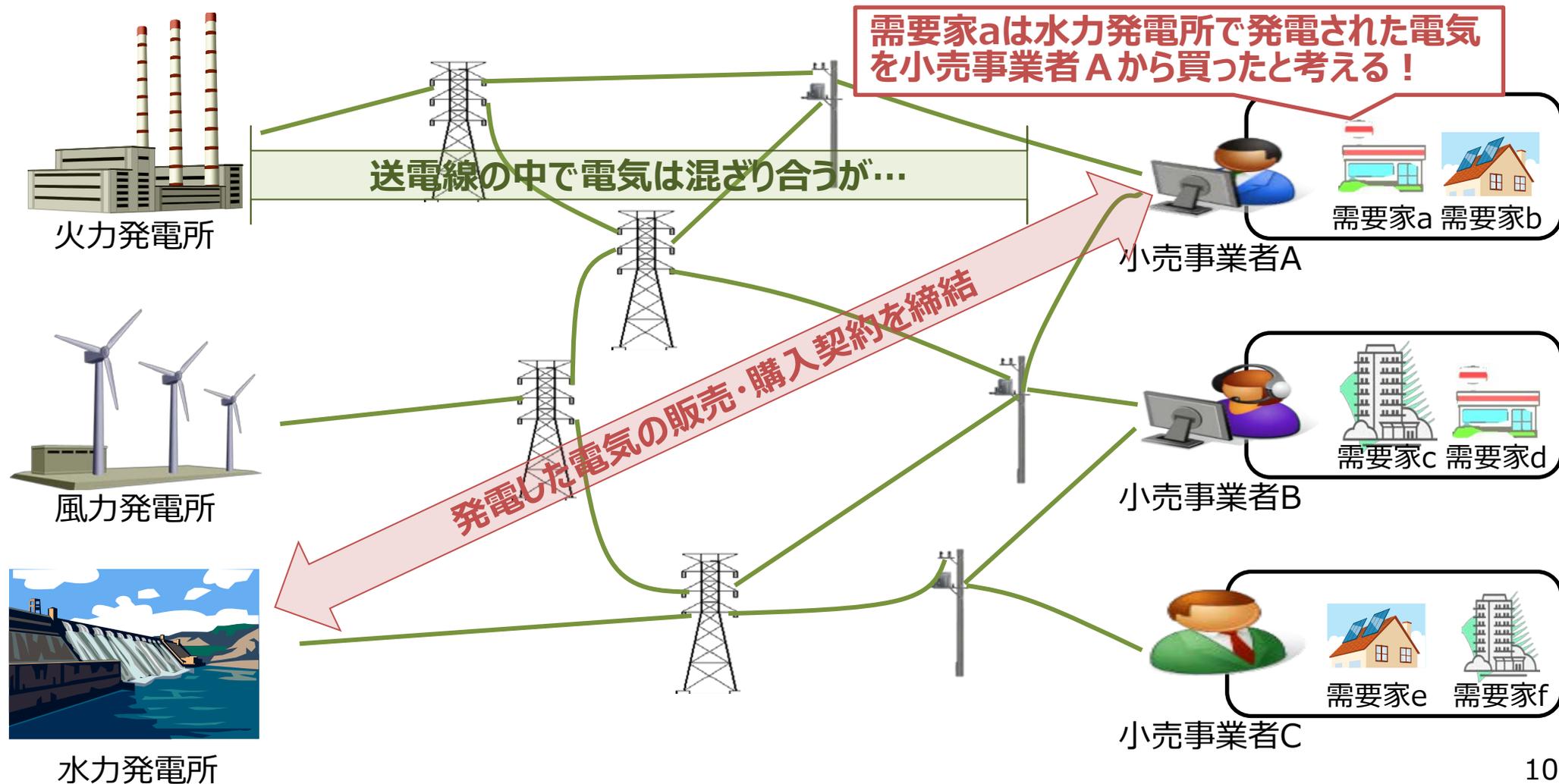


混ざり合った電気が届けられる



電源特性をセールスポイントにしたメニューの設定も可能です

- 小売事業者は、発電所から電気を買って、需要家に（同じ量の）電気を買っている。
- 各地の発電所で発電した電気は送電線の中で混ざり合うが、小売事業者が買った電気がそのまま需要家に供給されていると考える。



小売電気事業者には適切な情報提供が求められます①

(1) 電源構成開示の意義について

- ◆ **エネルギー基本計画**においては、需要家が多様な選択肢から自由にエネルギー源を選ぶことで、エネルギー供給構造がより効率化されることが期待されるとともに、供給サイドにおいても供給構造の安定性がより効果的に発揮されることにつながるという考え方が示されている。
- ◆ また、小売電気事業者が電源構成等の情報を開示することにより、①**需要家が電源構成などを比較した上で供給を受ける事業者を選択することが可能となる**とともに、②**価格以外の特性を差別化要素とした競争が生じ、より競争的な電力市場の実現に資することが期待される**。
- ◆ これらを踏まえると、**供給側が電源構成等の情報を開示し、需要家が積極的に電気の選択を行うことには一定の意義がある**と考えられる。

(2) 開示義務化の課題について

- ◆ 電源構成開示は上記のような意義を有するが、義務付けについては以下のような問題もある。
 - ① 開示が行われないことにより需要家に**実際の損失が生じるなど弊害が生じる訳ではない**
 - ② 実現するためには(a)**小規模な事業者にとって負担となる**、(b)**発電事業者から小売電気事業者に対して電源種別に関する情報提供が必要となる**などの留意点がある
 - ③ 自由化された電力市場では本来、規制によるのではなく、**需要家のニーズに応じ、電源構成を積極的にアピールしたい事業者が創意工夫を行い開示することが期待される**

小売電気事業者には適切な情報提供が求められます②

(3) 電源構成開示の取扱いについて

- ◆ 以上を踏まえると、現時点で、電源構成を開示しないことを、命令や罰則によって最終的に担保する「問題のある行為」とするのではなく、むしろ、電源構成を開示することを「望ましい行為」として位置付けることで、事業者の取組を政策的に促していくことが適当。
- ◆ ただし、その際には、上述(2)②(a)や(b)にも留意が必要である。

(4) 電源構成開示の方法について

- ◆ 開示の方法については、ホームページやパンフレット、チラシ等で開示することなどが望ましい。
- ◆ 開示に当たっては、次頁のような方法で示すことが望ましい。なお、その際には、CO₂排出係数（調整後排出係数）を併せて記載することが望ましい。

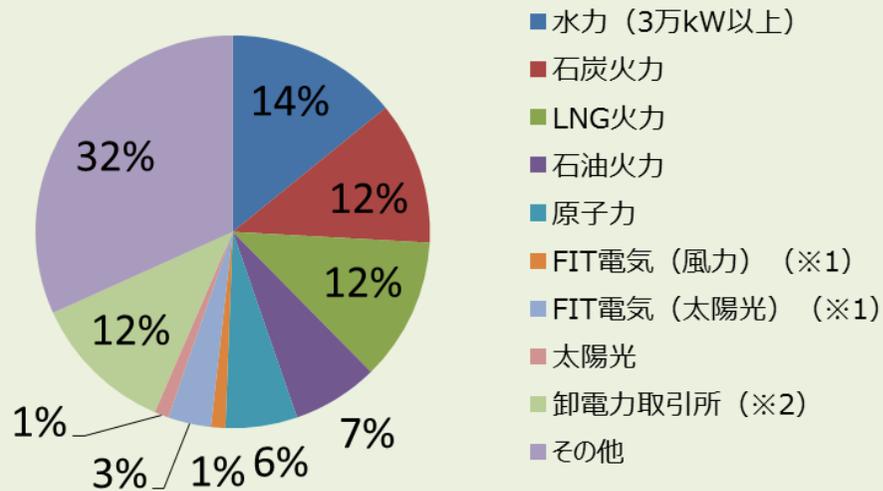
(5) 今後の検討について

- ◆ 今後、需要家のニーズや事業者の取組を注視し、需要家のニーズが高まって事業者の開示の取組が広がっていないなど、市場が適切に機能していないと考えられる場合には、改めて開示の在り方について検討することが必要となる。

小売電気事業者には適切な情報提供が求められます③

- 小売電気事業者には、電源構成等についても、適切な情報提供を求めています。

当社の電源構成
(平成27年4月1日～平成28年3月31日の実績値)



F I T 電気の特性を明示

(※1) 当社がこの電気を調達する費用の一部は、当社のお客様以外の方も含め、電気をご利用の全ての皆様から集めた賦課金により賄われており、この電気のCO2排出量については、火力発電なども含めた全国平均の電気のCO2排出量を持った電気として扱われます。

(※2) この電気には、水力、火力、原子力、F I T 電気、再生可能エネルギーなどが含まれます。

取引所で調達した電気の特性を明示

(※3) 他社から調達した電気については、以下の方法により電源構成を仕分けています。

①〇〇電力(株)の不特定の発電所から継続的に卸売を受けている電気(常時バックアップ)については、同社の平成26年度の電源構成に基づき仕分けています(今後、平成27年度の電源構成が公表され次第、数値を修正予定です。)

②他社から調達している電気の一部で発電所が特定できないものについては、「その他」の取扱いとしています。

他社から調達した電気の電源構成の仕分けの考え方を明示

(※4) 当社の〇年度のCO2排出係数(調整後排出係数)は〇〇です(単位: 〇kg-CO₂/kWh)

電源構成と併せてCO2排出係数(調整後排出係数)を明示

電気の販売契約を結ぶ際に事業者が消費者に対しすべきこと

- 電気を販売する「小売電気事業者」（その媒介・代理・取次業者を含む。）は、販売契約を結ぶ際に、消費者に対し電気料金などを書面を渡して説明をすることが法律上義務付けられている。
- また、契約締結後は、そうした契約内容について記載した書面を消費者に交付することも同じく法律上義務付けられている。

小売電気事業者が消費者に説明すべきこと

- ✓ 小売電気事業者の社名や連絡先
- ✓ いつから電気を供給するのか？
- ✓ 契約期間はいつからいつまでか？
- ✓ 契約期間満了後の契約更改手続きはどのようになるのか？
- ✓ 毎月の電気料金はいくらか？ どうやって算定するのか？
- ✓ 通常の手続きに加え必要な工事などがある場合、消費者が負担する費用はいくらか？
- ✓ 電気料金の割引がある場合には、それはいくらか？ 割引の対象期間はいつまでか？
- ✓ 契約期間内に解約する場合の制約はあるのか？ 解約手数料などは発生しないのか？ など

電気の購入先を選ぶときに注意すべきこと

- 各家庭に電気を販売する「小売電気事業者」は、法律により、国の登録を受けなければ家庭に電気を販売することができない。
 - ただし、登録を受けた小売電気事業者の媒介・代理・取次ぎについては、登録を受ける必要はない。
- 国の登録受付は既に開始しており、登録を受けた事業者は経済産業省（資源エネルギー庁）ホームページにて確認が可能。

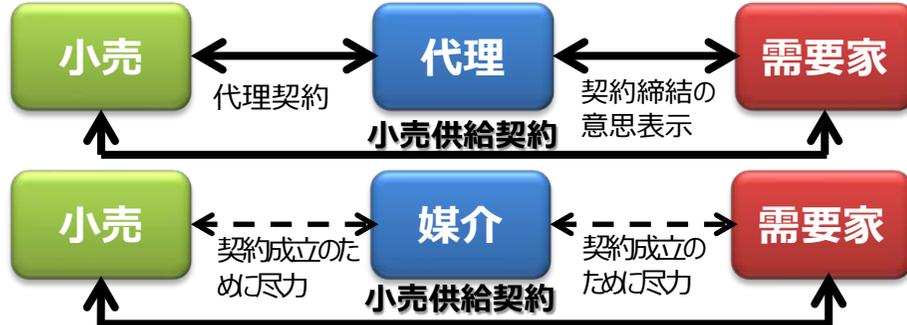
注意すべきこと

- ✓ **国の登録を受けた小売電気事業者か、その媒介・代理・取次ぎであるか確認しましょう！**
 - ⇒経済産業省ホームページで「登録小売電気事業者一覧」が確認できます。
 - ※本委員会トップページ（<http://www.emsc.meti.go.jp/>）の「登録小売電気事業者一覧」をクリック！
- ✓ **契約の内容をきちんと確認しましょう！**
 - …「電気の使用料はいくらか？」「契約期間は？」「解約時に手数料は必要？」 etc.
 - ⇒小売電気事業者は、法律上、消費者に対し説明する義務があります！
- ✓ **停電など困ったときの連絡先を確認しましょう！**
 - ⇒小売電気事業者は、法律上、消費者の苦情や問合せに応ずる義務があります！

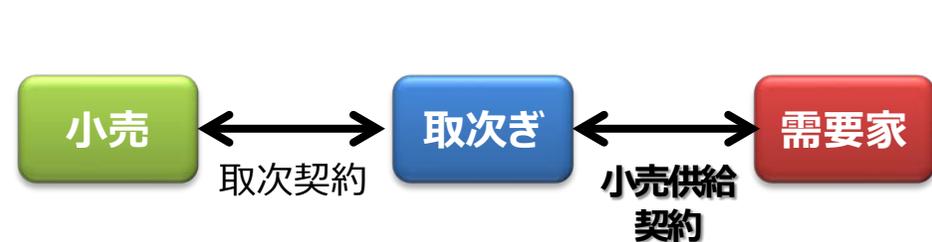
代理・媒介・取次ぎについて

- 「代理」・「媒介」の場合、契約関係は需要家と小売電気事業者の間で締結されますので、通常の契約関係となります。携帯電話代理店等が小売電気事業者の代理店として、店頭で電気を売ることなどが想定されます。
- 一方、「取次ぎ」の場合、小売電気事業者のために契約の締結を自身で行うことになり、契約は需要家と取次ぎ事業者の間で締結されます。L P ガスの会社などが小売電気事業者の取次店として、L P ガスの販売とあわせて、自社の名義で電気を売ることなどが想定されます。
- 代理・媒介・取次ぎのいずれかで契約した場合であっても、小売電気事業者が電気の供給を行い、苦情等処理などの義務も負いますので、小売電気事業者が誰なのかが重要な契約条件となります。この点、代理・媒介・取次ぎを行う事業者には、自身が代理・媒介・取次ぎであることと小売電気事業者が誰かを説明することが義務づけられていますので、事業者の説明をしっかりと確認することが重要です。

＜小売供給契約の締結の「代理」、「媒介」のイメージ＞



＜小売供給契約の締結の「取次ぎ」のイメージ＞



消費者からの相談事例など

国民生活センターに寄せられた声

【事例 1】知らない電力会社から「電気を安く提供できる」、「自宅に上がり込んで設備を確認する」と電話があった。
(60歳代、男性、給与生活者、東海地方、2015年11月受付)

➡ **契約の切替えに際して、小売事業者が自宅の設備を確認することは想定されない。**

【事例 2】業者から、「電気代が4割安くなる」、「行政の指導で年齢を聞くことになっている」と電話があった。
(70歳代、男性、無職、九州地方、2015年10月受付)

➡ **需要家の年齢確認をするよう、事業者に対して行政指導を行っている事実はない。**

【事例 3】「電力自由化前に太陽光発電システムを設置し売電すれば儲かる」と電話があった。
(60歳代、男性、職業不明、関東地方、2015年10月受付)

➡ **太陽光の買取価格の決定方式は、電力自由化の前後で変更はない。**

万が一、悪質な事業者がいたら

例えば・・・

「国の登録を受けていないのに『国の登録を受けた』とって営業をしている事業者がいる」

「『〇〇電力より5%安く電気を売ります』と言われたのに、それより高い料金を請求された」

「『今より安く電気を売るから1年分前金を』と言われて支払って以降、連絡が付かない」

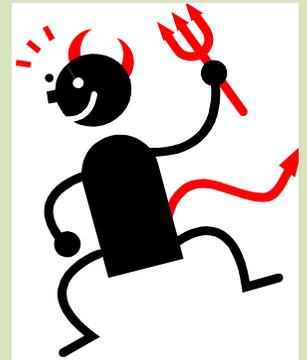
「契約時に説明を受けていない費用について負担を求められた」

「解約を申し出たところ、法外な解約料を請求された」

「解約を申し出たところ、嫌がらせや脅しを受けた」

「『電気と〇〇のセットにすれば安くなる』と言われ、求めている商品がセット販売された」

「苦情や問合せをしてもまともに対応してくれない」 など悪質な事業者がいたら・・・



こちらまで

経済産業省電力取引監視等委員会までご相談下さい！

- 電話：03-3501-5725（直通）（平日 9:30-12:00、13:00-18:30）
- メール：dentorii@meti.go.jp

国民の皆様から多く寄せられるご質問・お問い合わせ①

「新規参入者に切り替えたいのだけれど、誰に話をすればいい？」

➡ **新規参入者に申込みをするだけで、ワンストップでの切替えが可能となるシステムが導入されていますので、切替え先の事業者にご相談ください。**

※新規参入者がワンストップでの切替えに対応していない場合も考えられますので、事業者にご確認ください。

「電気の供給元を切り替える時に必要な個人情報などはあるのか？」

➡ **①現在契約を結んでいる電力会社名（＝切り替える前の供給元の名称）、②お客様番号、③供給地点特定番号、④切替え希望日、が必要になります。**

電気ご使用量のお知らせ

ご使用場所		***** 様		
27年 8月分	ご使用期間 7月 2日～ 8月 1日 8月 2日 (31日間)	ご契約種別	従量電灯B	
ご使用量	290kWh	ご契約	30A	
請求予定金額 (うち消費税等相当額)	7,724円 572円	当月指示数	4311	
上記料金内訳	基本料金	842円40銭	前月指示数	4021
	電力量料金		差引	290
	・1段料金	2,331円60銭	計器乗率(倍)	
	・2段料金	4,404円70銭	取替前計量値	
	燃料費調整額	-258円10銭	計器番号(下3桁)	000
再エネ発電賦課金	458円00銭	昨年 8月分は30日間で 290kWhです。 今月分は1日あたり 3%減少しています。 燃料費調整のお知らせ (1kWhあたり)		
口座振替割引	-54円00銭	8月(当月)分 -0円89銭 翌月分の燃料費調整は、弊社のホームページ等にてご確認ください。		
今月分 振替予定日 8月13日 次回検針予定日 9月9日		地区番号 0000-00-0000 お客様番号 00000-00000-0-00		

お問い合わせ先

東京電力株式会社
ダミー(事業所コード000)

お問い合わせ先
(カスタマーセンター)
お引越し、ご契約の変更
0000-00-0000
その他の電気に関するご用件
0000-00-0000

電気を上手に使うって、
もっと省エネ!

- 使っていないお部屋や明るい窓際の照明はこまめに消す習慣を。また、照明器具の明るさは、ホコリや汚れがつくと低下します。こまめなお掃除をお忘れなく。
- 熱いものは、冷ましてから冷蔵庫に入れましょう。冷蔵庫も冷凍室も温度の高いものをそのまま入れると、冷蔵庫の消費電力が増加します。

③供給地点特定番号
(本年1月から新たに記載)

※供給を受けようとする需要場所を特定するために各需要家に付される22桁の番号

②お客様番号

国民の皆様から多く寄せられるご質問・お問い合わせ②

「4月までにどこかの小売事業者と契約しないと電気が使えなくなるのではないか？」

➡ **現在契約している電力会社から引き続き電気が供給されるので大丈夫です。**

「知らないうちに高額な解約金を設定されるようなことはないか？」

➡ **小売事業者は契約時に消費者に電気料金や解約条件などを書面を渡して説明することが義務付けられています。**

なお、不当に高額な解約金の設定等は経済産業大臣による是正命令の対象です。

「新規参入者に切り替えた場合、誰から料金が請求されるの？」

➡ **新しく契約した事業者から請求されることになります。**

「たくさんの事業者がいるけど、ちゃんとした事業者は誰か？」

➡ **小売事業者は国の登録を受けなければなりません。**

経済産業省HPに登録事業者一覧を掲載しているので御確認下さい。

※本委員会トップページ (<http://www.emsc.meti.go.jp/>) の「登録小売電気事業者一覧」をクリック！

※インターネット閲覧環境にない場合には、専用ダイヤル（0570-028-555）まで。

「自分が住んでる地域で営業している小売事業者はどこか？」

➡ **経済産業省HPに登録事業者一覧を掲載しているので御確認下さい。**

※本委員会トップページ (<http://www.emsc.meti.go.jp/>) の「登録小売電気事業者一覧」をクリック！

※インターネット閲覧環境にない場合には、専用ダイヤル（0570-028-555）まで。

国民の皆様から多く寄せられるご質問・お問い合わせ③

「小売事業者が倒産するなど電気の供給元がいなくなった場合はどうになってしまうのか？」

➡ それによりただちに供給が停止することはありません。
新たな供給元が見つかるまでの間、これまでから供給を受けている電力会社から供給を受けることになります。

「小売事業者が契約している発電所が事故で止まったら供給も止まってしまうのか？」

➡ 小売事業者が電気を調達できない場合、その不足分は一般送配電事業者（電力会社の送配電部門）が補給する制度になっているため、ただちに供給が停止することはありません。

「電気の供給元を新規参入者に切り替えると新たに電線を引く必要はないのか？」

➡ 新規参入者に切り替えてもこれまで供給を受けている電力会社の送電線等を使って電気が供給されるため新たに電線を引く必要はありません。

「我が家で複数の電力会社から電気の供給を受けることはできるのか？」

➡ 原則、電気の供給契約は需要場所ごと（一般家庭であればご家庭ごと）に結ぶことになるので、一つのご家庭で複数の電力会社から電気の供給を受けることはできません。

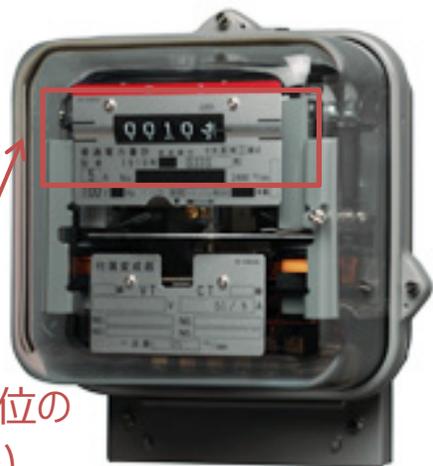
「停電した場合には、誰にお問い合わせればよいのか？」

➡ 小売事業者にお問い合わせください。送電線などの設備が原因で停電する場合もあるので、電力会社の送配電部門にお問い合わせ頂くことも可能です。

国民の皆様から多く寄せられるご質問・お問い合わせ④

「スマートメーターとは何か？」

通信機能を有し、30分単位での検針や遠隔での検針等が可能になる新しい電力量計です。導入することで30分単位の電力使用量が把握でき、ライフスタイルにあった料金メニューの選択が可能となります。



目視による月単位の計量しかできない

従来型のメーター



(ユニット式メーター)

通信機能

計量機能

30分単位の細かな計量や遠隔での計量などができる

スマートメーター



(一体型メーター)

「スマートメーターに取り替えたいのだけど・・・」

各電力会社において計画的に取り替えを進めています。①家庭のエネルギー管理システム（HEMS）設置に伴い早期取替えを希望をする方、②本年4月以降、電気の供給元を変える方、は優先的に設置が行われます。詳細は事業者（①については電力会社の送配電部門、②については小売事業者）にお問い合わせ下さい。

国民の皆様から多く寄せられるご質問・お問い合わせ⑤

「スマートメーターに取り替えるためには費用がかかるのか？」

➡ 原則費用はかかりません。（ただし、メーター取り替えに伴う工事に費用がかかる場合があります。）

「スマートメーターが付いてないと電気の供給元の切替えはできないのか？」

➡ 従来型のメーターであっても切り替えは可能です。（各電力会社において計画的に取り替えを進めています。）

「新規参入者に切り替えた場合、電力メーターの検針には誰が来ることになりますか？」

➡ 検針は引き続きこれまでどおりの電力会社によって行われます。ただし、スマートメーターを設置した場合は原則現地での検針の必要がなくなるため、原則として検針に来ることはなくなります。

「新規事業者がない地域では電力会社による今の料金メニューしか選べないのか？」

➡ 本年4月以降、各地域の電力会社は、既存の料金メニューに加え、自由な料金メニュー設定も可能となり、そうしたメニューを選択できるようになることが期待されます。

「地産地消のメニューができるようになるというのは本当か？」

➡ 事業者は消費者に対し、提供するメニューの内容などを説明する法的義務があるため、「どこで発電した電気か」「どのような点で地産地消なのか」といったことなどをきちんと説明した上で地産地消などのメニュー設定が可能になります。

国民の皆様から多く寄せられるご質問・お問い合わせ⑥

「マンションに住んでいるが、電力会社を選べるようになるのか？」

➡ マンションにお住まいの方も供給元を選べるようになります。ただし、管理組合などを通じてマンション全体で一括して電気の購入契約を締結している場合には、その契約やマンション内の規約などで制限される場合があるので、管理組合にご確認下さい。

「クーリング・オフはできるのか？」

➡ 自由化後の電気の訪問販売・電話勧誘販売はクーリング・オフ制度の対象とする方向で、関係部局と消費者庁において検討中です。なお、今年4月より前に、4月以降の電気の供給契約を締結した場合には、現在もクーリング・オフの対象です。

「クーリング・オフ制度」とは？

・・・「クーリング・オフ」とは、契約した後、頭を冷やして（Cooling Off）冷静に考え直す時間を消費者に与え、一定期間内（訪問販売・電話勧誘販売については8日間）であれば無条件で契約を解除することができる特別な制度のことをいいます。

「電力同様、都市ガスについては全面自由化されないのか？」

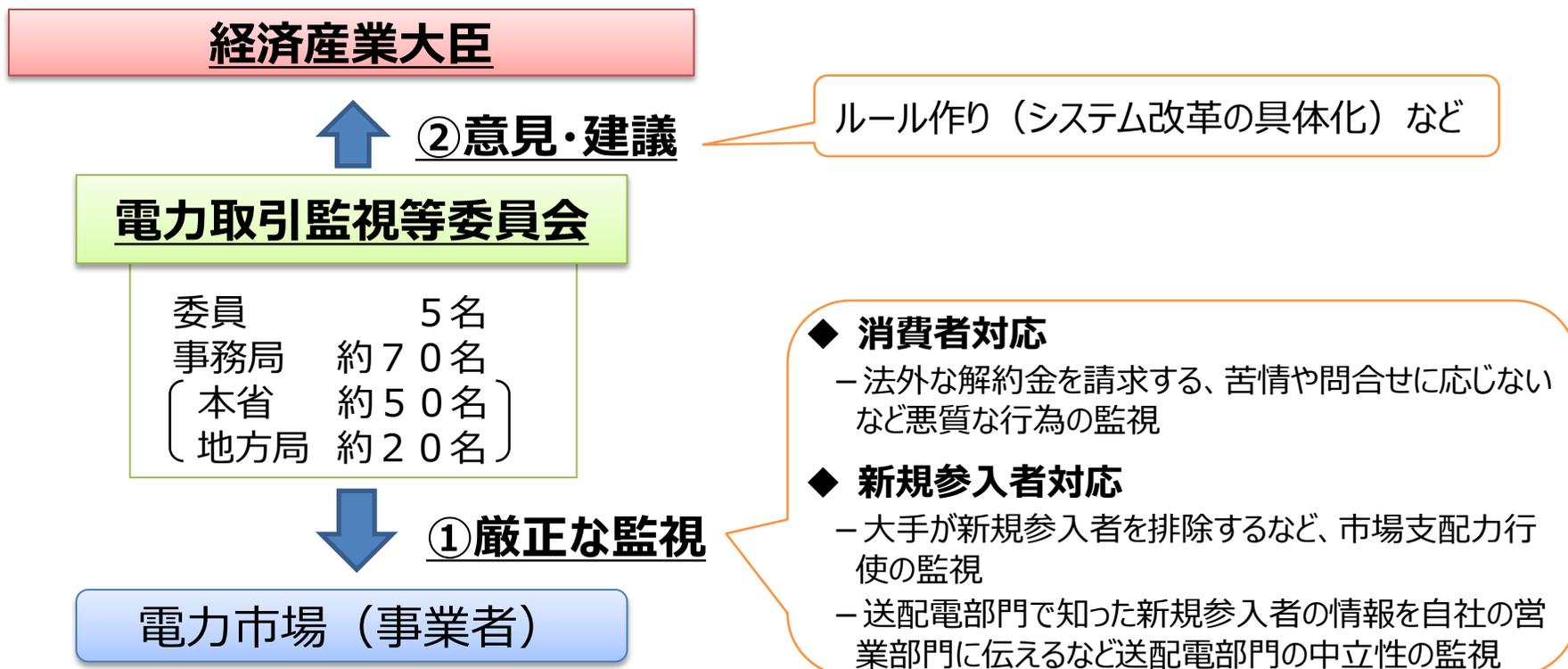
➡ 平成29年より自由化すべく、資源エネルギー庁で制度の詳細設計の検討が行われています。

* その他、本委員会ホームページにQ & Aを掲載しておりますので、そちらも御覧下さい。

（トップページ（<http://www.emsc.meti.go.jp/>）から「小売全面自由化に関するFAQ」をクリック！）

電力取引監視等委員会とは

- 電力市場において健全な競争が促されるよう、市場の監視機能を強化するため、経済産業大臣直属の組織として、昨年9月に設立。
- ①適正な取引が行われているか厳正な「監視」を行うほか、②必要なルール作りなどに関して経産大臣へ「意見・建議」を行う。



委員長及び委員について

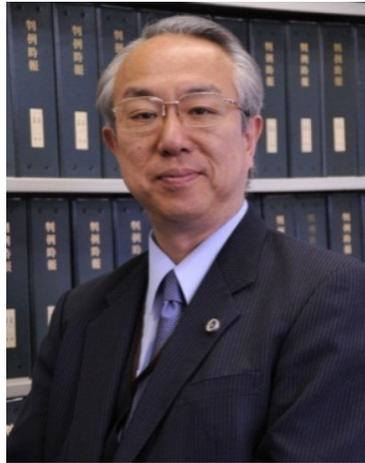
- 委員は、法律、経済、金融又は工学の専門的な知識と経験を有し、その職務に関し、公正かつ中立な判断をすることができる者のうちから、経済産業大臣が任命。

八田 達夫
(委員長)



【経済】
大阪大学 招聘教授
アジア成長研究所 所長

稲垣 隆一



【法律】
稲垣隆一法律事務所
弁護士

林 泰弘



【工学】
早稲田大学大学院
教授

圓尾 雅則



【金融】
SMBC日興証券
マネージングディレクター

箕輪 恵美子



【会計】
監査法人トーマツ
パートナー 公認会計士

【参考】電力システム改革等について

電力システム改革の目的

1

安定供給を確保する

震災以降、多様な電源の活用が不可避な中で、送配電部門の中立化を図りつつ、需要側の工夫を取り込むことで、需給調整能力を高めるとともに、広域的な電力融通を促進。

2

電気料金を最大限抑制する

競争の促進や、全国大で安い電源から順に使う（メリットオーダー）の徹底、需要家の工夫による需要抑制等を通じた発電投資の適正化により、電気料金を最大限抑制。

3

需要家の選択肢や事業者の事業機会を拡大する

需要家の電力選択のニーズに多様な選択肢で応える。また、他業種・他地域からの参入、新技術を用いた発電や需要抑制策等の活用を通じてイノベーションを誘発。

これまでの我が国の電気事業制度改革の歩み

- 我が国の電気事業制度は、1995年以降、発電部門における競争原理の導入や小売部門の自由化対象の順次拡大など、累次の改革を実施。

第一次制度改革（1995年）

- ✓ 電力の卸供給を行う独立発電事業者（IPP）制度の導入と電源入札制度の創設
- ✓ 電力会社の料金メニュー多様化（選択約款の導入） 等

第二次制度改革（1999年）

- ✓ 特別高圧需要家（大規模工場、デパート等）を対象に自由化実施
- ✓ 電力会社の料金引下げに係る規制緩和（許可制⇒届出制） 等

第三次制度改革（2003年）

- ✓ 高圧需要家（中規模、スーパー等）を自由化対象に拡大
- ✓ 卸電力取引市場の整備 等

第四次制度改革（2008年）

- ✓ 卸電力取引活性化のための「時間前市場」の創設
- ✓ 託送料金における「ストック管理制度」の導入 等

第五次制度改革（2015年）

- ✓ 広域的運営推進機関と電力取引監視等委員会の設立
- ✓ 電気の小売全面自由化（2016年4月から）
- ✓ 送配電部門を発電・小売部門と別会社化（法的分離：2020年から）

エネルギーシステム改革の全体スケジュール

平成27年
(2015年)
4月1日

**平成28年
(2016年)
4月1日**

平成29年
(2017年)

平成32年
(2020年)
4月1日

平成34年
(2022年)
4月1日

【電力】

第1段階
(広域的運営
推進機関設立)

**第2段階
(電気の小売
全面自由化)**

第3段階
(送配電部門
の法的分離)

(料金の経過措置期間)

事業者ごとに競争状
態を見極め解除

【都市ガス】

ガスの小売
全面自由化

導管部門
の法的分離
(大手3社)

【市場監視委員会】

電力取引監視等
委員会の設立

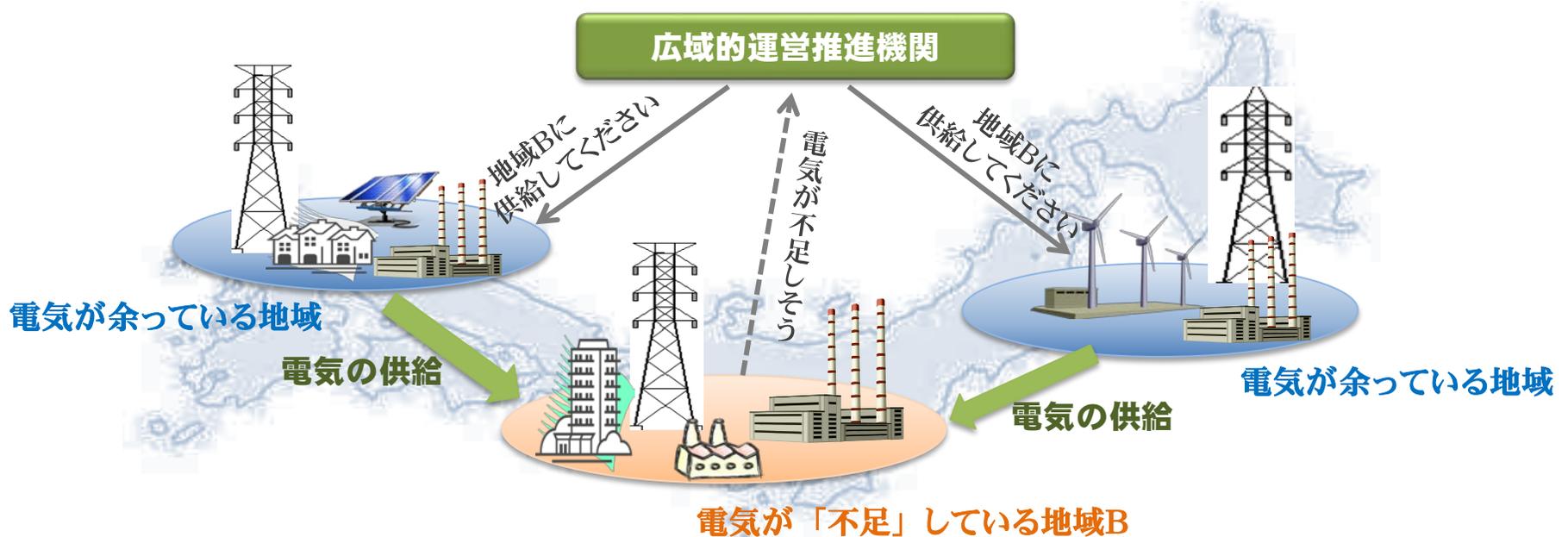
ガスについても
業務開始

料金規制
の撤廃

競争状態が不十分な事業者
においては料金規制を残す

広域的運営推進機関の設立（2015年4月）

- 震災時、西日本で電力が余っているにもかかわらず、東日本では不足する事態を経験。
- 地域を越えた電気のやりとりを容易にし、災害時等に停電を起こりにくするとともに、全国大の送電網の増強等を実施していくことが必要。
- そのための司令塔として、昨年4月に「電力広域的運営推進機関」を全電気事業者が加入義務がある認可法人として創設済み。電気事業者に対して融通の指示などを行う。

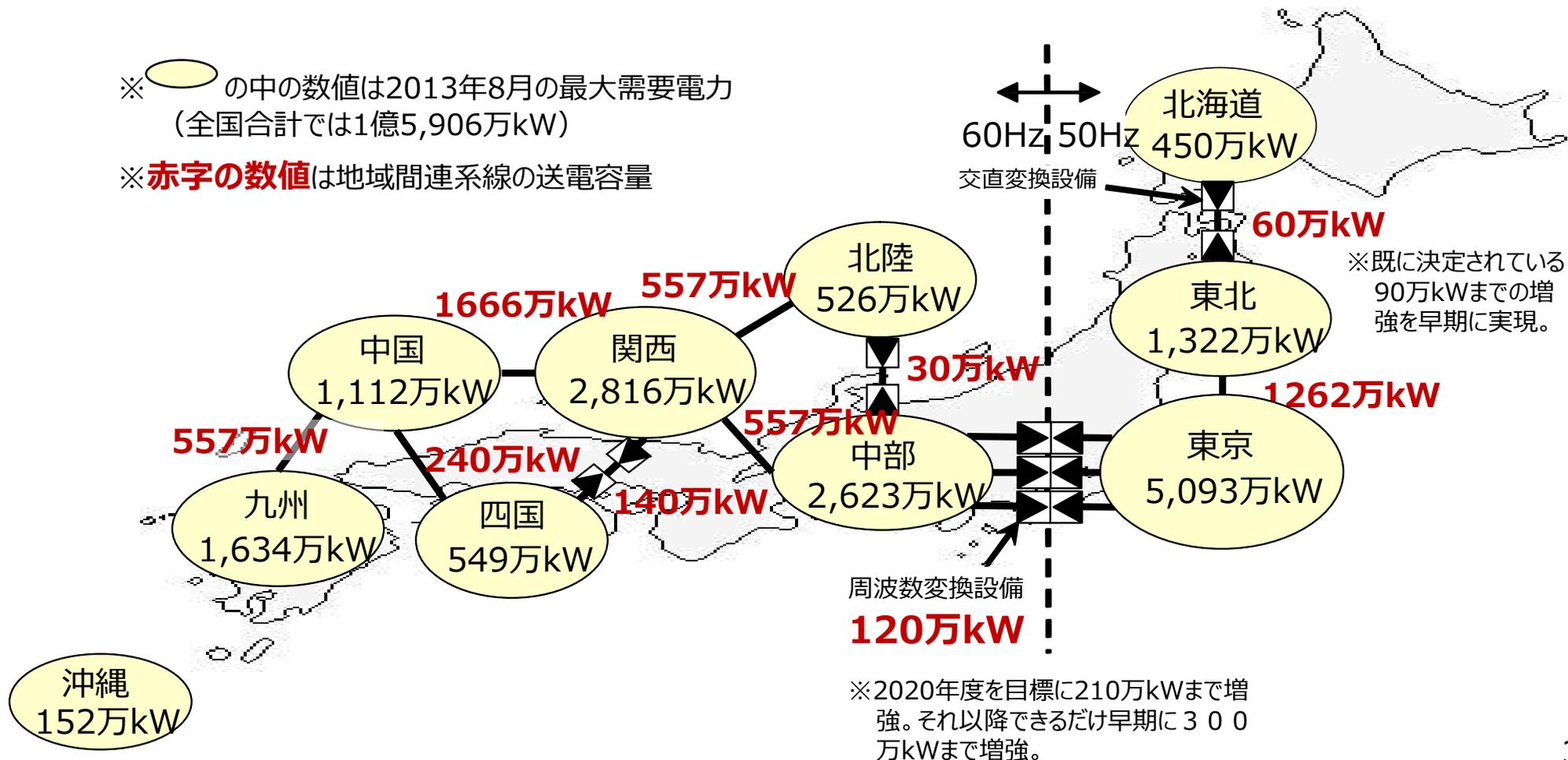


我が国の送配電網

- これまで、電力会社の供給エリアごとに送配電網が整備されてきた。
- このような歴史的経緯から、エリア間の「地域間連系線」や、東日本と西日本とを繋ぐ周波数変換設備の容量が小さい

※  中の数値は2013年8月の最大需要電力
(全国合計では1億5,906万kW)

※ **赤字の数値**は地域間連系線の送電容量



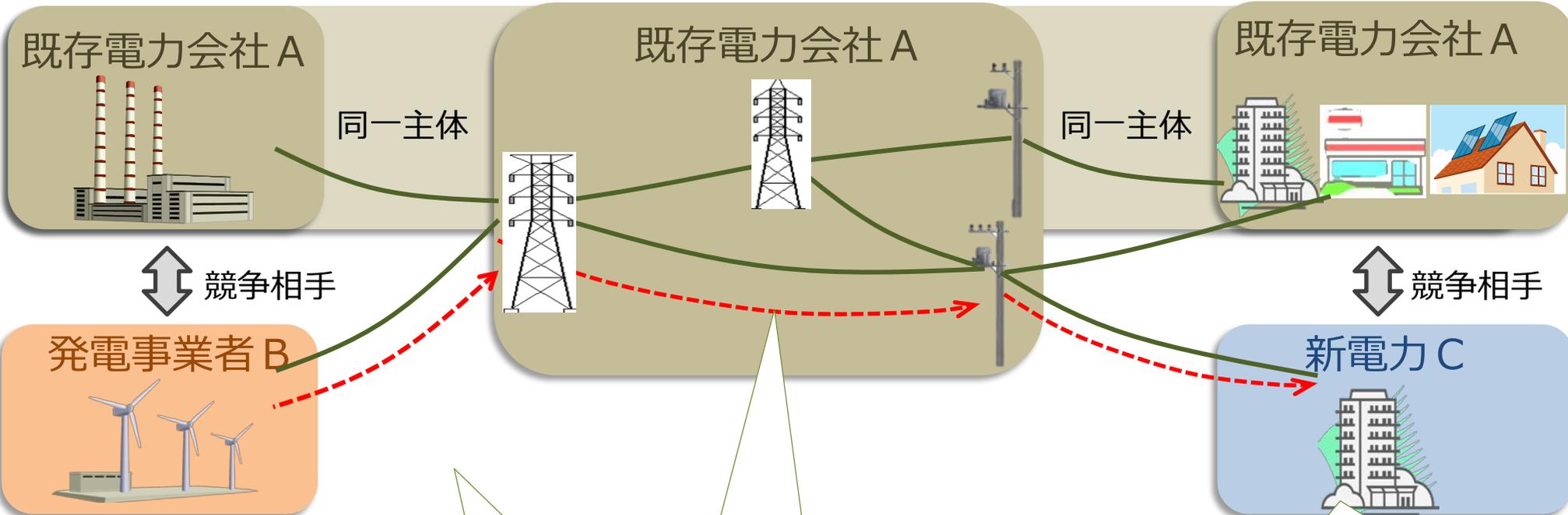
送配電部門の中立化

- 誰でも公平・平等に送配電網を利用できるように、送配電部門を独立（発送電分離）。
- 主要な先進国においても、小売の全面自由化の際には発送電分離が通例。
- 2020年4月1日に、送配電部門は発電・小売部門とは別会社化（法的分離）。

発電（競争部門）

送配電（独占の規制部門）

小売（競争部門）



中立性を損なう
問題の例

① 自社の発電所の
接続を優先

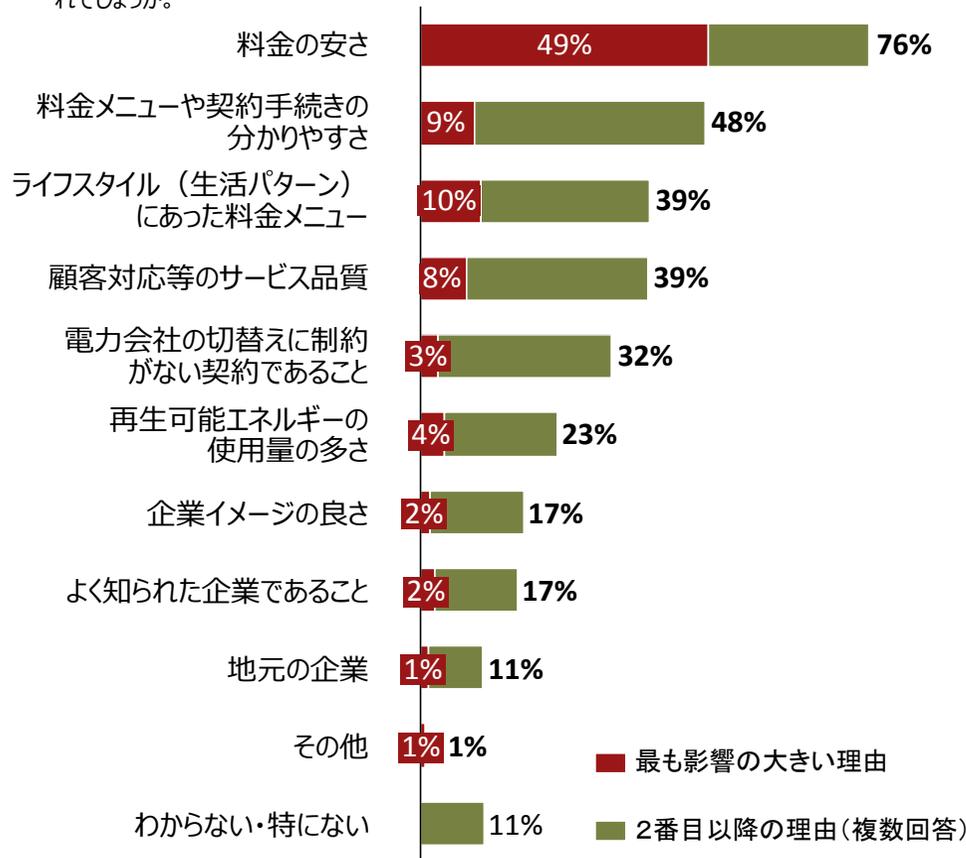
② 送配電部門の利用
ルールが公平に適用
されない

③ 送配電事業で知り得た
情報を自社営業に目的
外利用

○ 電力会社選定時の一番のポイントは料金水準。さらに、料金メニューや契約手続きの分かりやすさや、料金メニューが自分に合っているか、サービス品質といった、消費者にとっての直接的な便益が重視される傾向にあり、よく知られている企業であるかといった要素はあまり重視されていない。

電力会社の選択時に重視する項目

Q 今後、あなたが電気を購入する電力会社を選択する場合、何を重視して選択することになると思いますか。あてはまるものをすべてお選びください。(いくつでも)
Q 電力会社を選択する場合に重視すると回答されたもののうち、一番重視するものはどれでしょうか。



他の条件が良くても、これに該当したら選択しないという要素

Q 電力会社を選択する場合に、他の条件が良くても、これに該当したら選択しない、という要素はどれでしょうか。あてはまるものをすべてお選びください。(いくつでも)

